

令和3年5月7日

通信教育部の学生の皆さんへ

学長 金 俊華

福岡県への緊急事態宣言発令の表明を受けて

学生の皆さんには、平素より本学の運営及び教育活動へのご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

現在、全国各地で新型コロナウイルスの新規感染者数が再び増加に転じております。特に感染力の強い変異ウイルスの置き換わりの急増は、感染拡大防止に努めながら日々の教育活動を続けている教育施設にとっては、危機的な状況にあると言えます。

政府は、福岡県に緊急事態宣言（5月12日～5月31日）の発令を表明しております。また、本学が所在する飯塚市においても、教育施設でのクラスターが発生しております。

このような状況を受け、本学ではキャンパスへの入構を制限することといたします。また、適用期間は暫定的に 5月10日（月）～5月31日（月） までとします。なお、今後の政府の対応（まん延防止等重点措置の発令、緊急事態宣言の延長・解除等）によっては、随時、本学の対応及び適用期間の見直しを行うことといたします。

学生の皆さんには何かと、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- ・緊急事態宣言の発令を受けて、5月10日（月）から5月31日（月）まで、学内への入構を原則制限します。
- ・事務手続きについては、原則郵便等での送付をお願いいたします。
- ・スクーリング受講、科目終末試験受験、巡回事務指導等の際は入構を許可します。
ただし、学生の皆さんには健康観察記録の実施と、マスク着用、手指消毒の実施、必要以外の会話の制限等感染防止対策の徹底をお願いいたします。

以上